

宇部市心身障害者福祉手当について

	心身障害者福祉手当	
	障害児(20歳未満)	障害者(20歳以上)
事業目的	日常生活に介護を要する障害者に対して手当を支給し、心身障害者の福祉の増進を図る。	
事業の開始	・昭和44年10月から開始 ・昭和49年4月に条例を廃止し、現条例に改製	昭和49年4月から
対象者	①身体障害者手帳の1～3級 ②療育手帳(A及びBの一部)	①身体障害者手帳の1～2級 ②療育手帳A
対象除外	・障害児福祉手当の受給者	・特別障害者手当、経過的福祉手当の受給者 ・施設入所、介護保険施設の入所者 ・市民税課税世帯の者
事業内容	障害児1人につき 2,600円/月を支給	障害者1人につき 2,000円/月を支給
平成25年度支給延人数	2,146人	11,851人
平成25年度支給金額 (見込み)	29,281千円	
	5,579千円	23,702千円
平成26年度当初予算	30,034千円	
	5,866千円	24,168千円
県内他市の状況 (本市を除く) H25年8月調査	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者の両方に支給 …4市(防府、下松、光、長門) ・障害児のみに支給 …6市(下関、山口、萩、周南、美祢、岩国) ・障害児・者ともに支給なし …2市(柳井、山陽小野田) 	